

申告と納税をお忘れなく！

確定申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)

税金は、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。今年も平成20年分の所得税・市道民税・国民健康保険税などの申告と納税の時期になりました。期限間近になると税務署・市役所の窓口が混雑しますので、早めに申告しましょう。

所得 税

所得税の確定申告は、納税者が1年間の所得とその所得に応じた税額を自分で正しく計算して申告し、納税する申告納税制度に基づくものです。確定申告をしなければならぬ人が申告をしなかったり、間違った申告をしたりすると、あとで不足の税額のほか加算税や延滞金を納めなければなりません。申告の期限は3月16日(月)ですので十分に注意してください。

国民健康保険 税

国民健康保険加入者で所得税の確定申告をする必要がなく、給与や年金(遺族・障害年金等非課税所得を除く)の源泉徴収票を受け取っていない方は、国民健康保険税額算定のために市道民税の申告が必要となります。申告をしないと、条例に基づき税額が自主決定されますので注意してください。

申告相談の案内

市では間違いのない申告をしていただくために、次の日程で「申告相談」を行います。

紋別・渚滑地区の方
日 時 3月16日(月)まで
9時30分～16時
場 所 市役所2階消防会議室

上渚滑地区の方
日 時 2月27日(金)10時～16時
場 所 上渚滑町民センター

市道民 税

給与所得等の金額が2,000万円以下であり、年末調整をしている給与所得者で給与所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税においては申告の必要はありませんが、市道民税については申告しなければなりません。

申告会場をお間違いなく！

収入や所得の種類により受付会場が異なりますのでご注意ください。詳しくは、下の表をご覧ください。なお、税務署にて確定申告をされた場合は、市道民税の申告をされる必要はありません。

申告受付会場

収入や所得の種類	次のいずれかの所得があって、所得税の確定申告が必要な方 ・事業所得(営業・農業等) ・不動産所得 ・利子所得 ・山林所得 ・総合譲渡所得 ・分離短期譲渡所得 ・分離長期譲渡所得 ・分離株式譲渡所得 ・先物取引所得	①左記のいずれかの所得があって、所得税の確定申告が必要でない方 ②年金受給者で確定申告が必要な方 ③給与所得者で年末調整が済みでない方 ④配当所得 ⑤一時所得 ⑥退職所得 ※上記の②～⑥の方は、税務署でも申告できます。
申告受付会場	紋別税務署へ	紋別市役所へ (2月27日は、上渚滑町民センターでも受付します)

そ の 他

申告相談の際に医療費控除を受ける場合は、他のお客様の待ち時間短縮のため、事前に領収書等の整理と平成20年中に支払った医療費の合計金額を計算してからお越しください。

また、新たに住宅借入金等特別控除を受ける場合についても、登記事項証明書(原本又は写し)・住民票・年末残高証明書・請負契約書又は売買契約書の写しをそろえてお越しください。(増改築の場合には増改築等工事証明書も必要)

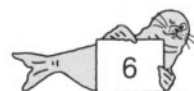
※確定申告の時期が近づくと書類の作成などを依頼する方が多く見られますが、その際は資格のある税理士に依頼してください。

平成20年分の所得申告に関わる主な改正点や注意点

税制改正により昨年と比べて変わった点や注意していただきたい点がありますので、主な改正点や注意点をお知らせします。平成20年分の申告をする際はご注意ください。

▶ 寄附金税制の拡充

寄附金控除の制度は、従来より所得控除としてありましたが、地方税法が改正されたことに伴い、控除方式等が次のとおり拡充されました。なお、この制度は平成20年1月1日以降の寄附金が対象となり、寄附をした翌年度の住民税から控除されることとなります。



改正内容

項目	改正前	改正後
対象寄附金	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、市区町村 住所地の都道府県共同募金会 住所地の日本赤十字支部 に対する寄附金	左記の対象寄附金に、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金を追加（所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうちから地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定 ※1）
控除方式	基本控除 ※2	「寄附金－10万円」を総所得金額等の合計から所得控除
	特例控除 ※3	—
控除対象限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%
適用下限額	10万円	5,000円

※1 どの寄附金が指定されているか等は、1月1日現在における住所地の都道府県・市区町村に問い合わせください。

※2 基本控除とは、条例で指定される寄附金すべてに適用される寄附金控除です。

※3 特例控除とは、都道府県・市区町村に対して行った寄附金についてのみ、適用される寄附金控除の加算額です。

※4 0～40%とは、所得税の限界税率（寄附者に適用される所得税の最も高い税率）です。

・手続き等

寄附金控除を受けるためには、寄附を行った方が、寄附先が発行する領収書等を添付して申告を行う必要があります。ただし、所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。所得税の確定申告を行わない方は、住所地の市区町村に住民税の申告を行う必要があります。

市・道民税 住宅借入金等特別税額控除



税源移譲により所得税が減少したことで、住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きくなってしまい所得税額から控除しきれなくなる場合があります。平成11年から18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市・道民税（所得割）から控除できます。控除の適用を受けるためには、毎年「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要となります。

税源移譲前



税源移譲後



これまで所得税から控除できなかった住宅ローン控除額が減少

●対象者と計算方法

対象者	次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 税源移譲により所得税が減少する結果、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方 税源移譲前から住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく控除しきれない分があったが、税源移譲によりその控除しきれない分がさらに大きくなった方
計算方法	住宅ローン控除額 = 次の中から小さい額 <ul style="list-style-type: none"> 所得税の住宅ローン控除可能額 税源移譲前の税率で算出した所得税額 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額
適用期間	平成20年度分から平成28年度分までの市・道民税において適用されます。

●申告書の提出方法と配布場所

	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法	申告書配布場所
所得税の確定申告をしない方	源泉徴収票を添付して平成21年1月1日現在お住まいの市区町村へ提出	紋別市役所
所得税の確定申告をする方	所得税の確定申告書とともに税務署（又は確定申告会場）へ提出	紋別市役所又は紋別税務署

提出期限
平成21年3月16日(月)

市・道民税の納入方法の変更 平成21年10月から、公的年金等からの特別徴収が始まります

現在、65歳以上の方の公的年金等にかかる市・道民税は、市から送る納付書（普通徴収）で納めていただいていたのですが、地方税法の改正により、平成21年10月支給分の公的年金から、原則として公的年金等支給者（社会保険庁等）が市・道民税を差し引き、市に納入する方法（特別徴収）に変更されることになりました。

実施時期 平成21年10月支給分の公的年金から特別徴収を実施します。それまでの間は、引き続き納付書で納めていただきます。

対象 毎年4月1日現在で高齢基礎年金等を受けている65歳以上の方で、公的年金等に係る市・道民税が課される方。（高齢基礎年金額が18万円未満の方や、特別徴収税額が年金額を超える方などは対象となりません）

※特別徴収の対象になる方には、6月中旬頃に特別徴収税額を通知します。

☎ 税務課市民税係 ☎ (24)2111 内線 334・369 番 紋別税務署個人課税部門 ☎ (23)2193 番

